

国立大学法人信州大学医学部附属病院治験に係わる標準業務手順書 補遺：

国立大学法人信州大学医学部附属病院治験に係わる標準業務手順書
(改定日：西暦2021年12月1日)の誤記について

2022年1月14日 作成

承認者：国立大学法人信州大学医学部附属病院 病院長

(目的)

第1条 この補遺の目的は、国立大学法人信州大学医学部附属病院治験に係わる標準業務手順書(改定日：西暦2021年12月1日)(以下、「治験に係わる標準業務手順書」という。)における、誤記を訂正することである。

(誤記の訂正)

第2条 治験に係わる標準業務手順書の誤記を下記のとおり訂正する。

記

| 訂正前 | 訂正後 |
|---|---------------------------|
| (安全性情報の報告) 第28条 治験責任医師は、治験依頼者から新たな安全性情報等に関する報告書(書式16)を入手したときには、当該報告に関する見解を病院長に報告しなければならない。 | － (削除) (以下、条番号繰上げします。) |

附則

1. この補遺は、2022年1月27日から施行し、訂正後の「治験に係わる標準業務手順書」の規定は2021年12月1日から適用する。
2. この補遺は、「治験に係わる標準業務手順書」の次回改定における当該誤記の修正を以って廃止する。